

はしがき

本書は社会福祉法の理論を学ぶことを通して、社会福祉法の「核心」をつかむことを目指す教科書である。社会福祉法の「核心」をつかむとは、社会福祉に内在する「道理」（ことわり）を認識し、その「道理」を反映する「あるべき社会福祉法」を認識することである。「あるべき社会福祉法」を認識することで、現在の社会福祉の法や制度を評価し、改革の必要性やその方向性を見通すことができる。

社会福祉の法は、社会福祉の実現のためのルールである。だとすれば社会福祉の「道理」が、実現のルールに反映されていなければならないはずである。本来、社会福祉に関する法律は、社会福祉をめぐる給付やサービスに内在する「道理」を「土台」として作られていなければならないものである。これが「あるべき社会福祉法」である。

しかし法律はしばしば時々の政治的状況や国家の財政状況を反映したものになる。立法機関たる国会は選挙によって選ばれた国民代表によって構成される以上、国民の多数の意思を反映しやすく、少数者の利益や意思は反映されにくい構造となっている。しかし政治勢力の都合で立法され、厚生労働省の官僚が都合よく解釈する「ある法」によって、社会福祉サービスを利用する者の権利が規定・制限されてはならないはずである。

社会福祉法学を学ぶためには、まず社会福祉の「道理」を認識し、それを反映した「あるべき法」を認識する。そしてそれを意識しながら、「ある法」である現行法制を理解することを目指す。このことで頻繁な制度改正、名称改正、技術的側面など現行制度の移ろいに流されることなく、社会福祉法の「核心」をつかむことができるのである。どのような法改正がなされようとも、どのような法が現れようとも、「法理」（法のことわり）を体得していれば、何ら動じることはない。

本書の構成は以下のとおりである。「第I部 原論」では、「あるべき社会福

社法」に反映すべき社会福祉の「原像」とでもいうべきものを確認する。「第Ⅱ部 総論」では社会福祉の法制の発展や現行法の基本的な共通事項を学ぶ。「第Ⅲ部 各論」では社会福祉の各領域における法とその課題について学ぶ。また社会福祉の現代的課題である虐待について取り上げる。本書のねらいとの関係で、判決の紹介、参考文献は可能な限り省略した。

本書は筆者が17年間在職した明治学院大学社会学部社会福祉学科の教育と研究の「総決算」である。社会福祉のなんたるかを理解せずいたずらに先鋭化した戯言を繰り返す筆者を苦笑しつつも寛容に見守ってくれた社会福祉学科の先輩、同僚諸氏にはお詫びと御礼しかない。支離滅裂な講義を受講してくれた学生や、ゼミナールまで選択してくれた学生には心から感謝したい。

研究に関しては日外喜八郎教授、荒木誠之教授、林迪廣教授、菊池高志教授、河野正輝教授ら九大社会法、「荒木理論研究会」の福島淳・福岡教育大名誉教授、良永彌太郎・熊本大名誉教授、柳沢旭・山口大名誉教授、阿原稔・富山大名誉教授、阿部和光・久留米大名誉教授、石橋敏郎・熊本県立大名誉教授、河谷はるみ・西南学院大准教授、眞清水裕子・高槻赤十字病院診療支援課長らのご指導ご鞭撻には心から御礼を申し上げたい。

また卓越した編集者である小西英央氏の協力と支援がなければ拙い原稿は出版の体をなさなかつた。御礼を申し上げる。

本書の発刊については広島修道大学教科書出版助成金の補助を得ている。記して感謝する。

2022年1月

山田 晋